

令和3年4月14日

美浦村議会議長 下村 宏 様
美浦村議会議員会長 沼崎 光芳 様

美浦村長 中 島 栄

「むらづくりに関する提言・要望」について（回答）

令和3年3月19日付「むらづくりに関する提言・要望」について、下記のとおり回答します。

記

1. 新型コロナウイルス感染対策における学校の教育活動について

(1) 学校における式典及び行事の実施については、感染対策を徹底のうえ児童生徒の思い出となるよう感染拡大状況に応じて最大限の配慮を払うこと。

(回答)

学校における式典及び行事の実施については、開催時間の短縮、児童生徒・保護者・来賓等の参加人数の削減、消毒の実施、健康状態の確認等を行いながら、出来る限り行っています。

今後も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を行いながら、学校における式典や行事を行います。

(2) 学校における式典及び行事について、感染拡大等により保護者の出席が認められない場合に、保護者より写真やビデオの撮影等の要請があったときは、撮影等の条件について協議を行うこと。

(回答)

美浦幼稚園の運動会において、保護者より要請があり、ビデオ撮影を行い保護者に配布を行っています。

今後も保護者の出席が認められない場合に、写真やビデオの撮影等の要請があったときは、保護者と撮影等について協議を行います。

- (3) 感染の再拡大等による村内小中学校の臨時休業に備え、オンライン学習の活用を検討すること。

(回答)

家庭においてインターネット環境のない児童生徒には、貸出用のWi-Fiルーターとタブレット端末を準備しており、長期臨時休業等の場合に、各家庭でオンライン学習に対応できる準備は出来ています。

2. 村の事業について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困窮している世帯に対し、必要に応じて金銭的支援策を講じること。
- (2) 学業のため他自治体に居住し、生活が困窮している方への支援策を講じること。

(回答)

村独自の支援策として、1人10万円の定額給付金受給者に対し、18歳以下の方には1万5千円、65歳以上の方には1万円、19歳～64歳の方には5千円の上乗せ給付金を支給したほか、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子どもがいる世帯を対象として申請のあった世帯に対し、子ども1人あたり10万円の新生児給付金を支給しました。また、65歳以上の方及び中学3年生までの子どもを対象にインフルエンザワクチン接種費用の全額助成や、村内店舗で使用できるプレミアム商品券の販売を行いました。そのほか、準要保護の認定を受けている児童生徒の保護者に対しては、2か月分の給食費相当額の支給を行いました。

休業や失業により生活資金にお困りの方には、村税や保険料の減免や猶予の制度、緊急小口資金・総合支援資金の貸付について案内しています。

他自治体に居住している学生に対する支援は実施していませんが、以上のような世帯への支援によりそれぞれ対応をお願いしたいと考えています。また、今後においては、感染の状況とともに国県の動向を十分注視し、必要な支援策を検討していきたいと考えています。

3. 村民の健康について

- (1) 希望する村民が速やかにPCR検査を受けることができる体制を構築すること。

(回答)

令和3年1月から3月まで、65歳以上の方や基礎疾患で治療を受けている方でPCR検査を希望する方を対象として、検査費用の一部を村が助成するPCR検査を実

施しました。検査を受けた方は25人で、月別では1月が17人、2月が5人、3月が3人と受検者の数は減少傾向にあります。

現在は、近隣医療機関でPCR検査が行えるところも増えていることから、新型コロナウイルス感染症の症状がある場合は、かかりつけ医や受診・相談センター（竜ヶ崎保健所）にご相談いただくよう案内しています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、変異株等の発生等、感染者が再度増加傾向にあります。通常のPCR検査では発見できない事例も報告されていますが、引き続き感染予防対策の実施継続を呼びかけるとともに、令和3年度は、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されることから、ワクチン接種により感染拡大防止を進めていきたいと考えています。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大時において、体調が悪くなった際の対処方法について、広く村民に周知すること。

(回答)

発熱等の症状がある方は、まずかかりつけ医等身近な医療機関に電話連絡をした上で受診していただくよう、また、かかりつけ医がない場合などについては、受診・相談センターである竜ヶ崎保健所に相談いただくよう案内しています。

村ホームページには、新型コロナウイルス感染症関連情報コーナーを設けて、「新型コロナウイルス感染症について正しく知りましょう」の中で、「新型コロナウイルス感染症の症状」、「受診・相談センター（かかりつけ医がない場合の相談先）」、「診療・検査医療機関（公表の了承を得られている近隣の医療機関）」、「電話相談体制を整備した医療機関」等を掲示しています。また、保健センターでは、電話による健康相談も実施しています。

新型コロナウイルス感染症に関して新たな情報等が判明した場合には、村民の皆様に対し速やかにその内容等を周知していきます。

(3) 村内高齢者施設における感染拡大防止のための連携を強化すること。

(回答)

感染拡大防止のための留意点や、感染症が発生した場合の対応について等、県からの通知を各福祉施設へ周知しているほか、村が感染拡大市町村に指定されたことを受け、村からも感染症対策の徹底を文書により依頼しました。また、国からの衛生・防護用品の配布窓口となり、村内の福祉施設への配布も行っています。

村内の老人福祉施設で集団感染が発生した際には、感染者の発生状況について小ま

めに施設から情報を聴取し、県の発表との突合を行い、連携して正確な状況の把握に努めました。村内の福祉施設には、再度、感染症対策の徹底を依頼し、併せて感染者が確認された場合には村へ連絡いただくようお願いいたしました。更に、施設や保健所からの依頼により、村が対応できる部分での支援も行っています。今後も、感染症対策の徹底について呼びかけ、感染拡大の防止を図っていきます。

ワクチン接種に関しては、高齢者施設における集団感染発生防止のため、優先的に施設入所者と従事者が同時に接種できるよう準備を進めています。